

審議事項（原案）

以下の通り修正してよろしいか、ご審議ください。

1. 大町市景観計画素案 P 3 0

（修正前）指定する沿道・沿線の領域は、まちなかエリアにあっては両側 30m、その他のエリアにおいては両側 100m の各範囲とします。

（修正後）指定する沿道・沿線の領域は、まちなかエリアにあっては両側 30m (JR 大糸線沿線にあっては両側 100m)、その他のエリアにおいては両側 100m の各範囲とします。

2. 大町市景観計画素案 P 4 5

（修正前）JR 大糸線の線路及びその両側 100m 以内の区域（まちなかエリアにおいては 30m）

（修正後）JR 大糸線の線路及びその両側 100m 以内の区域

【修正の理由】

「まちなかエリア」の範囲内におけるJR 大糸線沿いは、東西の見通しが良く、良好な眺望景観を有するが、今後も太陽光発電施設等の設置需要が高いと予想され、沿線からの景観等に重大な影響を及ぼす可能性が高いことから、重点区域幅を他のエリアと同様に 100m 以内としたい。

なお、市関係部局（建設課・生活環境課）において改めて協議したところ、上記の区域を重点区域とすることで、「大町市太陽光条例発電設備の設置管理等に関する条例」による設置禁止区域とし、より広範囲の景観の保全を図ることが望ましいと判断した。